

伊勢崎市建設工事低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事に係る競争入札において、入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合に調査を実施した上で落札者を決定する、低入札価格調査制度を適用する場合に必要な事務処理を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度の適用対象とする建設工事は、原則として、競争入札に付する設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が2,500万円以上のものとする。

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査を実施する基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で入札が行われた場合は、低入札価格調査を実施する。

2 調査基準価格は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の算出の基準となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、当該合計額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定により難いと伊勢崎市指名競争入札業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が認めたときは、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で選定委員会の定める割合を予定価格に乘じて得た額とすることができる。

(失格基準価格)

第4条 低入札価格調査を実施することなしに失格とする価格（以下「失格基準価格」という。）を下回る価格で入札を行った者は、失格とする。

2 失格基準価格は、前条の規定により算出した調査基準価格から予定価格に5パーセントを乗じて得た額を差し引いた額とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に失格基準価格を設けることが適当でないと認めた工事は、失格基準価格を設けないことができる。

(入札参加者への周知)

第5条 伊勢崎市財務規則（平成17年伊勢崎市規則第43号）第140条第2項（第150条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、入札に当たっては、入札参加者に対し、次に掲げる事項について、事前に周知する。

- (1) 低入札価格調査制度を適用していること。
- (2) 失格基準価格の設定があること又はないこと。
- (3) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合における入札終了の方法及び結果の通知方法
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (5) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の調査に協力すべきこと。
- (6) 失格基準価格を下回った入札を行った者は、失格となること。

(入札の執行)

第6条 入札の結果、調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格以上で入札が行われた場合には、契約担当課長は、落札者の決定を保留する。この場合において、契約担当課長は、低入札価格調査により落札者が後日決定する旨を入札者全員に告げて、入札を終了する。

(調査の実施)

第7条 契約担当課長は、前条の規定により落札者の決定を保留したときは、最低価格入札者に対して、次に掲げる書類を提出させ、事情聴取を行うとともに、その者の経営状況等について調査する。

- (1) 当該価格により入札した理由を記載した入札価格説明書（様式第1号）及び入札価格内訳書
- (2) 手持工事の状況を記載した手持工事状況一覧表（様式第2号）

- (3) 手持機械等の数の状況を記載した使用予定機械等一覧表（様式第3号）
- (4) 当該工事に使用する資材等の調達方法を記載した使用予定資材等一覧表（様式第4号）
- (5) 予定施工体制を記載した予定施工体制調書（様式第5号）

2 契約担当課長は、最低価格入札者のほかに調査基準価格を下回る価格で入札を行った者がいる場合で、必要があると認められたときは、前項の規定にかかわらず、最低価格入札者と併せて、当該調査基準価格を下回る価格で入札を行った者について前項の調査をすることができる。

3 契約担当課長は、第1項各号に規定する書類の提出があったときは、当該書類の写しを当該工事担当課長に送付し、当該契約の内容に適合した施工がされないおそれがあるかどうかについての所見を聴取の上、低入札価格調査票（様式第6号）を作成するものとする。

（伊勢崎市指名競争入札業者選定委員会への付議）

第8条 契約担当課長は、最低価格入札者について低入札価格調査票を作成したときは、最低入札価格によって当該契約の内容に適合した施工がされないおそれがあるかどうかについて、選定委員会の第1委員会に付議し、その審査を受けなければならない。

（落札者の決定）

第9条 契約担当課長は、前条の規定により選定委員会の審査を受けたときは、その結果に従い、最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した施工がされると認めるときは、伊勢崎市財務規則第146条第3項（第150条において準用する場合を含む。）の規定により最低価格入札者を落札者として決定し、施工がされないおそれがあるとき、落札者とししないものとする。

2 契約担当課長は、前項の規定により最低価格入札者を落札者としない場合には、最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であり、予定価格の制限の範囲内であったときには、伊勢崎市財務規則第146条第3項（第150条において準用する場合を含む。）の規定により、次順位価格の入札者を落札者として決定する。

第10条 前3条の規定は、前条第1項の規定により最低価格入札者を落札者

としない場合で、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときについて準用する。

(落札の通知)

第11条 契約担当課長は、第9条第1項の規定により最低価格入札者を落札者と決定したときは、当該落札者には伊勢崎市財務規則第146条第5項の規定に基づき落札決定通知書(様式第7号)により、落札者以外の入札者には入札の結果について(様式第8号)により、選定委員会の審査の結果、契約内容に適合した施工がされないおそれがあり、最低価格入札者を落札者としなるときは、当該最低価格入札者には入札の結果について(様式第9号)により通知する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日(平成26年3月31日決裁)から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

手持ち工事状況一覧表

入札者

発注者	元請 下請 区分	工事名	工事場所 市町村名	契約金額 (千円)	監理技術者名等		着工年月
					監・主	専・非	完成予定年月日
							年 月
					監・主	専・非	年 月
							年 月
					監・主	専・非	年 月
							年 月
					監・主	専・非	年 月
							年 月
					監・主	専・非	年 月
							年 月
					監・主	専・非	年 月
							年 月
					監・主	専・非	年 月
							年 月
					監・主	専・非	年 月
							年 月
					監・主	専・非	年 月
							年 月
					監・主	専・非	年 月
							年 月

注

- 1 元請契約営業所管内における未完成工事の全てについて記入すること。
- 2 工事場所については、市町村名を記入すること。
- 3 監理技術者名等の欄の「監・主」は、監理技術者・主任技術者を意味するので、該当するものを○で囲むこと。
- 4 監理技術者名等の欄の「専・非」は、専任・非専任を意味するので、該当するものを○で囲むこと。

使用予定機械等一覧表

入札者 _____

機 械 名	規格・性能等	台数	調 達 方 法
			自社所有・リース・その他 () (予定金額)
			自社所有・リース・その他 () (予定金額)
			自社所有・リース・その他 () (予定金額)
			自社所有・リース・その他 () (予定金額)
			自社所有・リース・その他 () (予定金額)
			自社所有・リース・その他 () (予定金額)
			自社所有・リース・その他 () (予定金額)
			自社所有・リース・その他 () (予定金額)
			自社所有・リース・その他 () (予定金額)
			自社所有・リース・その他 () (予定金額)

注

- 1 この表は、工事用車両、車両系建設機材、電気工具等主に使用する予定の機械について記入すること。
- 2 予定金額には、その機械に関する合計額を記入すること。
- 3 同一の機械であっても調達方法が違う場合は、別に記載すること。

使用予定資材等一覧表

入札者 _____

品名	メーカー・規格	数量(単位)	調達方法
			手持資材・新規購入・その他 () (予定金額)
			手持資材・新規購入・その他 () (予定金額)
			手持資材・新規購入・その他 () (予定金額)
			手持資材・新規購入・その他 () (予定金額)
			手持資材・新規購入・その他 () (予定金額)
			手持資材・新規購入・その他 () (予定金額)
			手持資材・新規購入・その他 () (予定金額)
			手持資材・新規購入・その他 () (予定金額)
			手持資材・新規購入・その他 () (予定金額)
			手持資材・新規購入・その他 () (予定金額)

注

- 1 予定金額には、購入その他の方法により見積もった合計額を記入すること。
(手持資材についても時価等で計算し、その額を記入すること。)
- 2 同一の資材であっても調達方法が違う場合は、別に記載すること。

予定施工体制調書

会社名	
工事名	
工事場所	
工期	年 月 日から
	年 月 日まで

予定現場代理人			
予定主任 (監理) 技術者			
資格内容等	資格		
	監理・主任	専任・非専任	
予定専門技術者			
資格内容			
担当工事内容			
予定専門技術者		総括安全衛生責任者等	
資格内容		元方安全衛生管理者	
担当工事内容		配置予定作業員数	

○予定下請に関する事項 (一次下請)

- 1 全てを当社が施工し、他の建設業を営む者に請け負わせる (労務提供契約等を含む。) ことは一切しない予定です。
- 2 下記のとおり下請負を発生する予定です。

(一次下請)

担当工事概要	
会社名・市町村	
予定工期	年 月 日～ 年 月 日
配置予定作業員数	
下請契約予定額	

(一次下請)

担当工事概要	
会社名・市町村	
予定工期	年 月 日～ 年 月 日
配置予定作業員数	
下請契約予定額	

(一次下請)

担当工事概要	
会社名・市町村	
予定工期	年 月 日～ 年 月 日
配置予定作業員数	
下請契約予定額	

(一次下請)

担当工事概要	
会社名・市町村	
予定工期	年 月 日～ 年 月 日
配置予定作業員数	
下請契約予定額	

(一次下請)

担当工事概要	
会社名・市町村	
予定工期	年 月 日～ 年 月 日
配置予定作業員数	
下請契約予定額	

(一次下請)

担当工事概要	
会社名・市町村	
予定工期	年 月 日～ 年 月 日
配置予定作業員数	
下請契約予定額	

様式第6号（第7条関係）

低入札価格調査票

対象者 _____

工事名	
工事場所	
工期	年 月 日～ 年 月 日
工事概要	

設計金額	円
調査基準価格	円
入札価格	円
設計比率	%

（金額は、全て消費税及び地方消費税の額を除く。）

調査事項	工事担当課等所見
1 入札価格説明及び入札価格内訳	
2 手持工事の状況	
3 使用機械等調達状況	
4 使用資材等調達状況	
5 予定施工体制	
6 その他経営状況等	

様式第7号（第11条関係）

第 年 月 号
日

様

伊勢崎市長
(

印
担当)

落札決定通知書

年 月 日に実施した次の競争入札については、落札の決定を保留していましたが、調査の結果、貴社を落札者とすることに決定しましたので通知します。

- 1 入札名
- 2 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）
- 3 契約予定年月日 年 月 日

様式第8号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

伊勢崎市長



（ 担当）

入札の結果について

年 月 日に実施した次の競争入札については、落札の決定を保留して
いましたが、次のとおり落札者を決定しましたので通知します。

1 入札名

2 落札者名

3 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）

4 契約予定年月日 年 月 日

様式第9号（第11条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

伊勢崎市長
(

担当) 印

入札の結果について

年 月 日に実施した次の競争入札については、落札の決定を保留していましたが、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、貴社を落札者としなことに決定しましたので通知します。

なお、落札者を次のとおり決定しましたのでお知らせします。

- 1 入札名
- 2 落札者名
- 3 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）
- 4 契約予定年月日 年 月 日